

船舶事故調査報告書

平成22年12月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年3月28日 08時15分ごろ
発生場所	鹿児島県いちき串木野市 串木野港A防波堤灯台から真方位251°12.1海里付近（概位 北緯31°38.8′ 東経130°01.7′）
事故調査の経過	平成22年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三 ^{よし} 芳丸、2.5トン KG3-30680（漁船登録番号）、個人所有 7.92m (Lr) × 2.40m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和63年1月24日 B 漁船 つる丸、1.0トン KG3-28184（漁船登録番号）、個人所有 5.78m (Lr) × 1.66m × 0.58m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和58年12月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年4月25日 免許証交付日 平成19年3月14日 (平成25年2月4日まで有効) B 船長B 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成20年6月10日 (平成25年7月23日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 左舷中央部き裂、機関濡れ損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、串木野港南西方沖でれんこだい漁に従事中、船長Bが1人で乗り組んだ僚船のB船が接近してきて漁模様を尋ねたのに対し、良くない旨を伝えたところ離れて行ったので、船長Aは周囲に他船はいないと思っていた。 A船は、漂流しながら1時間半ばかり操業を続けたのち、漁場を移動するため右旋回し、南南東に向けて約10ノットの速力で直進中、平成22年3月28日08時15分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝

	<p>突した。</p> <p>B船は、衝突の衝撃により転覆し、船長Bが落水してB船の船尾につかまっていたので、船長Aが、付近で作業中の他の僚船に無線連絡をするとともに、救命浮環やクーラーボックスを投入して船長Bを救助しようとしたが、船長Bは間もなく海中に没した。</p> <p>船長Bは、約2時間後に海上で発見され、病院に搬送されたが、溺死と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 小雨、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、水温 16℃</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、漁場を移動する際、操舵室に渡した板に腰掛けて手動操舵で操船し、右旋回を終えてからは、GPSの操作をしていて船首方を見ていなかった。</p> <p>衝突後、B船のエンジンは停止していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B 不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、串木野港南西方沖を南南東進中、船長Aが、周囲に他船はいないものと思い、GPSの操作をしていて見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊しながら作業中であった可能性があると考えられるが、船長Bの行動については、明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B 不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、串木野港南西方沖を南南東進中、船長Aが、周囲に他船はいないものと思い、GPSの操作をしていて見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊しながら作業中であった可能性があると考えられるが、船長Bの行動については、明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	A あり、B 不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、串木野港南西方沖を南南東進中、船長Aが、周囲に他船はいないものと思い、GPSの操作をしていて見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊しながら作業中であった可能性があると考えられるが、船長Bの行動については、明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、串木野港南西方沖において、A船が南南東進中、B船が漂泊中、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								